

(趣旨)

第 1 条 この条例は、指定管理者が行う松阪市民病院（以下「市民病院」という。）の管理運営にあたり、円滑かつ適正な運営を図るために設置する松阪市民病院運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 市民病院の事業計画及び管理運営に関すること。
- (2) 指定管理に係る協定に関すること。
- (3) 指定管理に係るモニタリング評価に関すること。
- (4) その他市民病院の管理運営に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員の定数は 10 人以内とし、次に掲げる者から市長が任命又は委嘱する。

- (1) 指定管理者の代表
- (2) 市民病院の職員
- (3) 医療関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は医療関係者又は学識経験者をもって充て、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じ、関係者及び関係機関に対して、関係者の出席及び資料の提供を依頼することができる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の定めるところにより支給する。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。